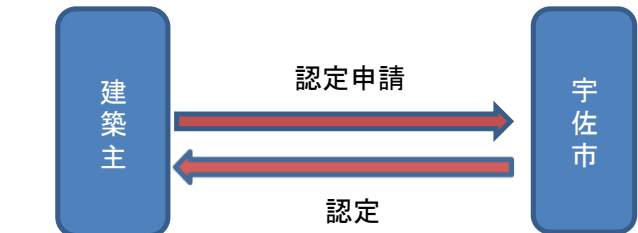
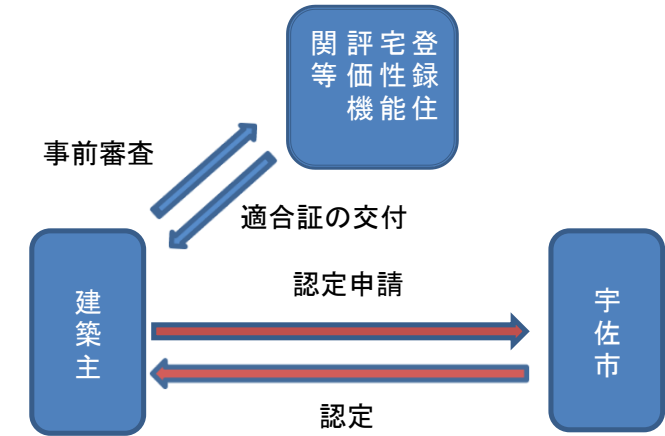


低炭素建築物新築等計画の認定申請および認定申請手数料

■法第53条第1項における認定申請

◇ケース1 建築主が登録住宅性能評価機関等で事前審査を受け適合証を添付し申請する場合

◇ケース2 建築主が直接所管行政庁に申請する場合（適合証の添付がない場合）



別表1

区分		手数料
住宅	1戸	6,000
	2戸から5戸までのもの	11,000
	6戸から10戸までのもの	18,100
	11戸から25戸までのもの	29,500
	26戸から50戸までのもの	48,700
	51戸から100戸までのもの	86,400
	101戸から200戸までのもの	136,000
	201戸から300戸までのもの	172,000
	300戸を超えるもの	183,000
共同住宅の共用部分	300㎡以内	11,000
	300㎡を超え	
	2,000㎡以内のもの	29,500
	2,000㎡を超え	
	5,000㎡以内のもの	86,400
	5,000㎡を超え	
	10,000㎡以内のもの	136,000
	10,000㎡を超え	
	25,000㎡以内のもの	172,000
非住宅	25,000㎡を超えるもの	214,000
	300㎡以内	11,000
	300㎡を超え	
	2,000㎡以内のもの	29,500
	2,000㎡を超え	
	5,000㎡以内のもの	86,400
	5,000㎡を超え	
	10,000㎡以内のもの	136,000
	10,000㎡を超え	
	25,000㎡以内のもの	172,000
	25,000㎡を超えるもの	214,000

別表2

区分		手数料
住宅（戸数）	1戸	37,300
	2戸から5戸までのもの	74,300
	6戸から10戸までのもの	104,000
	11戸から25戸までのもの	146,000
	26戸から50戸までのもの	209,000
	51戸から100戸までのもの	300,000
	101戸から200戸までのもの	406,000
	201戸から300戸までのもの	532,000
	300戸を超えるもの	624,000
共同住宅の共用部分	300㎡以内	117,000
	300㎡を超え	
	2,000㎡以内のもの	192,000
	2,000㎡を超え	
	5,000㎡以内のもの	299,000
	5,000㎡を超え	
	10,000㎡以内のもの	384,000
	10,000㎡を超え	
	25,000㎡以内のもの	458,000
非住宅	25,000㎡を超えるもの	534,000
	300㎡以内	257,000
	300㎡を超え	
	2,000㎡以内のもの	409,000
	2,000㎡を超え	
	5,000㎡以内のもの	582,000
	5,000㎡を超え	
	10,000㎡以内のもの	714,000
	10,000㎡を超え	
	25,000㎡以内のもの	841,000
	25,000㎡を超えるもの	960,000

- 住宅部分、共同住宅の共用部分又は非住宅部分が混在する建築物については、それぞれの区分により算定した金額の合計とする。
- 法第54条第2項により建築確認審査の申出を行う場合には、当該建築物が確認申請を行おうとする際に必要な手数料を加算する。
- 建築主事から建築基準法第6条第5項の規定に準じた審査を行うためとして、構造計算適合性判定を求められた場合には、必要な手数料を加算する。
- 法第55条第1項における計画変更申請を行う場合、当該建築物が認定申請に要する経費の1/2を徴収する。